

静岡県浴場業許可取扱要綱の一部改正について

1 概要

公衆浴場（銭湯、サウナ等）の入浴者の衛生及び風紀に必要な措置については、公衆浴場法に基づき、都道府県が当該措置の基準を定めることとされております。

近年、入浴施設の営業形態が多様化している中で、営業形態によっては、現行の静岡県浴場業許可取扱要綱（以下、「要綱」という。）で定める構造設備の基準が、事業者に過剰な負担を強いる場合があります。

昨今の社会情勢の変化や、現在想定される新しい入浴形態に対応するため、公衆衛生上支障がない範囲内において、知事が要綱に定める構造設備基準を緩和できる「特例規定」を新たに設ける改正を行います。

2 改正内容

知事が特別の理由があると認めるときに、公衆衛生上支障がない範囲内で、要綱に定める構造設備基準を緩和することができる「特例規定」を追加する改正を行います。

（静岡県浴場業許可取扱要綱の一部改正）

改正前	改正後
<p>第3 一般公衆浴場の構造設備の基準</p> <p>一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第3 一般公衆浴場の構造設備の基準</p> <p>一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準</p> <p>その他の公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が第3に掲げる基準を満たさない場合とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準</p> <p>その他の公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、当該構造設備が第3に掲げる基準を満たさない場合とする。</p> <p>第5 構造設備の基準の特例</p> <p><u>知事は、特別の理由があると認めるときは、公衆衛生上支障がない範囲内において、第3及び第4に規定する構造設備の基準を緩和することができる。</u></p>